

訪問看護ステーション 料金一覧表

★介護保険 介護予防訪問看護(奈良市・大和郡山市)

令和6年6月改定分
＜要支援1・2＞

☆地域区分別単価(6級地 10.42円) で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

＜看護師・准看護師による訪問の場合＞

提供時間帯 昼間(8時 ~ 18時)						
20分未満	看護師による場合	303単位	3,157円	316円	632円	948円
	准看護師による場合	273単位	2,844円	285円	569円	854円
20分以上30分未満	看護師による場合	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
	准看護師による場合	406単位	4,230円	423円	846円	1,269円
30分以上1時間未満	看護師による場合	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
	准看護師による場合	715単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
	准看護師による場合	981単位	10,222円	1,023円	2,045円	3,067円

提供時間帯 早朝(6時 ~ 8時)、夜間(18時 ~ 22時)						
20分未満	看護師による場合	379単位	3,949円	395円	790円	1,185円
	准看護師による場合	341単位	3,553円	356円	711円	1,066円
20分以上30分未満	看護師による場合	564単位	5,876円	588円	1,176円	1,763円
	准看護師による場合	508単位	5,293円	530円	1,059円	1,588円
30分以上1時間未満	看護師による場合	993単位	10,347円	1,035円	2,070円	3,105円
	准看護師による場合	894単位	9,315円	932円	1,863円	2,795円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,363単位	14,202円	1,421円	2,841円	4,261円
	准看護師による場合	1,226単位	12,774円	1,278円	2,555円	3,833円

提供時間帯 深夜(22時 ~ 6時)						
20分未満	看護師による場合	455単位	4,741円	475円	949円	1,423円
	准看護師による場合	410単位	4,272円	428円	855円	1,282円
20分以上30分未満	看護師による場合	677単位	7,054円	706円	1,411円	2,117円
	准看護師による場合	609単位	6,345円	635円	1,269円	1,904円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,191単位	12,410円	1,241円	2,482円	3,723円
	准看護師による場合	1,073単位	11,180円	1,118円	2,236円	3,354円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,635単位	17,036円	1,704円	3,408円	5,111円
	准看護師による場合	1,472単位	15,338円	1,534円	3,068円	4,602円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合＞

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額
----------	--------	-----	------	--------

サービス提供内容	訪問日の種類	単位数	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時～18時)	283単位	2,948円	295円	590円	885円
	早朝・夜間(※)	354単位	3,688円	369円	738円	1,107円
	深夜(22時～6時)	425単位	4,428円	443円	886円	1,329円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時～18時)	142単位	1,479円	148円	296円	444円
	早朝・夜間(※)	177単位	1,844円	185円	369円	554円
	深夜(22時～6時)	212単位	2,209円	221円	442円	663円

(※) 早朝…6時～8時、夜間…18時～22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算(1回当たり)	30分未満	254単位	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,126円	313円	626円	938円
ハA. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
ハB. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574単位	5,981円	599円	1,197円	1,795円
ニA. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
ニB. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ホA. 初回加算(Ⅰ)	初回のみ	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
ホB. 初回加算(Ⅱ)	初回のみ	300単位	3,126円	313円	626円	938円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
ト. 口腔連携強化加算	1月につき	50単位	521円	53円	105円	157円
チ. 専門管理加算	1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円

イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。

ハA. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)…①利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある場合に加算します。
②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合に加算します。

ハB. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。

ニ. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

ホA. 初回加算(Ⅰ)…新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。

ホB. 初回加算(Ⅱ)…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

へ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

ト. 口腔連携強化加算…①事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関およびケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合に算定します。

チ. 専門管理加算…以下イ・ロの看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

イ 緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師

ロ 特定行為研修を修了した看護師